



大山町ドライブレコーダー設置促進事業補助金 申請受付再開及び制度を拡充しました

町民の安全運転意識の向上と交通事故の減少・犯罪の抑止を図るため、自動車（自家用）に新たにドライブレコーダーを設置した方（個人）に対し、購入費及び設置費の補助を行います。

【制度を拡充した点】

自動車検査証の所有者欄に記載された方を対象としておりましたが、**使用者欄に記載された方も対象となります。**

初回補助金申請受付終了日（8月27日）以前に購入設置された方も対象となります。

【補助金額】

上限 10,000円（購入・設置費の1/2）

【受付開始日】

9月28日（令和2年7月1日以降に新たに購入設置された方が対象となります。）

【補助対象者】

- (1)町内に住所を有する方
- (2)ドライブレコーダーを設置した自動車の自動車検査証等の所有者欄又は使用者欄に記載された方
- (3)町税等に滞納がない方

【補助対象ドライブレコーダー】

次の3つの機能を備えたドライブレコーダーが対象となります。

- (1)エンジンをかけると自動的に録画を開始できること（常時録画機能）
- (2)有効画素数200万画素以上で2時間以上の記録が可能であること
- (3)記録データの再生がパソコンでできること

【申請方法（申請の流れ）・提出書類】

①事業所（店舗）で、ドライブレコーダーの購入及び設置をします。

※どの店舗でも要件を満たすドライブレコーダーを設置すれば補助対象となりますが、鳥取県指定の店舗で3,000円割引補助を受けられる場合もあります。詳細は、鳥取県ホームページで確認できます。<https://www.pref.tottori.lg.jp/koureisyaanzenunten/>

②購入された後、町に補助金申請をしてください。

【提出書類】

- 補助金交付申請書兼完了届
- 自動車検査証の写し
- 領収書の写し（購入日、金額、店名がわかるもの）
- 取扱説明書の写し（ドライブレコーダーの機能がわかるもの）
- 認印、通帳またはキャッシュカード
（申請者本人のもの。申請の際にご持参ください）
- 納税確認同意書
- 補助金請求書



【申請期間】 令和3年3月31日まで（期間内であっても予算がなくなり次第、受付を終了します。）

【提出先】 企画課、各支所総合窓口室

☎ 企画課 0859-54-5202 詳細は、大山町HPにも掲載しています。